

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ ホ （略）

二 十 （略）

十一 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて最終指定親会社の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 （略）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ ホ （略）

二 十 （略）

十一 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等であつて最終指定親会社の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 （略）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、第一百五十五条第二項第二号及び第二二十五条第一項（連結自己資本規制比率告示第一百一条、第一百三十三条及び第一百十二条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額トシリ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
プリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの推計値を用いない手法をいう。以下このイにおいて同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、第一百一条、第一百五十五条第二項第二号及び第二二十五条（連結自己資本規制比率告示第一百三十三条及び第一百十二条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額トシリ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
プリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場

効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラテイリテイ調整率によるエクスポージャーの額の上
方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減
額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ
については、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエ
クスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに記
載することを要する。)

(1) (略)

(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオに係るものに限る。)

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リス
ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定に
より千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される
証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (11) (略)

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセ
ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲

合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに記載することを要する。)

(1) (略)

(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法採用最終指定親会社に
限る。)

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リス
ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条の規定により千
二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化
エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (11) (略)

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセ
ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲

げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (略)

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する連結自己資本規制比率告示第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する連結自己資本規制比率告示第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントの

げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百四十五条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (略)

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ〜ニ（略）

八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下このイにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) （略）

ロ〜ホ（略）

九・十（略）

5 会社グループにおける第一号の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関するグロス再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する会社グループに限る。）

イ〜ニ（略）

八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) （略）

ロ〜ホ（略）

九・十（略）

（新設）

- ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額
- ハ 資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。）
- ニ オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額
- 二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額
- ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を下回らないものに限る。）
- ニ 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正

-
- 価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を下回らないものに限る。）
- 三| 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ| 金融機関等からの預金及び借入金額（コミットメントの未引出額を含む。）
- ロ| 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を上回らないものに限る。）
- ハ| 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を上回らないものに限る。）
- 四| 発行済有価証券の時価の残高
- 五| 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
- 六| 信託財産及びこれに類する資産の残高
- 七| 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
-

八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）

（）の残高の合計額

イ 売買目的有価証券

ロ その他有価証券

十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

（中間事業年度の記載事項）

第四条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定によ

（中間事業年度の記載事項）

第四条 当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。次条において同じ。）の末日である場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間

り読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、四半期ごとに、経営の健全性の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜七 (略)

八 第三条第一項の自己資本の構成に関する開示事項

九・十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細(前号に掲げる事項を除く。)

2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

連結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

(四半期の記載事項)

第五条 当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一〜七 (略)

八 第三条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九・十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 (略)